

TOPICS
02学生の方へ
学生納付特例制度
のご案内

問 中村年金事務所 国民年金課(名古屋市中村区太閤一丁目 19 番地 46)
☎(052)453-7200
自動音声案内「2」を押した後、もう一度「2」を押してください。
市役所保険年金課(内線 125)

国民年金は、20 歳以上であれば、学生の方も、国民年金保険料を納付しなければなりません。しかし、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

- * 日本年金機構から学生納付特例申請のはがきが届いている方は、はがきによる申請をお願いします。
- * 申請の審査結果は、日本年金機構から本人に通知されます。

対象者

前年所得が128万円以下である20歳以上の学生(大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校に在学する学生など)
※各種学校その他の教育施設については、個別に定められています。

必要書類

- ☐基礎年金番号の分かるものまたはマイナンバー
↳マイナンバーで申請する方
 - ☐マイナンバーカード、通知カードまたはマイナンバーの表示がある住民票
 - ☐身元確認書類
(運転免許証、パスポート、在留カードなど)
- ☐学生証または在学証明書(在学証明書は原本が必要です)
- ☐退職(失業)し学生になった場合は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証

申請先

- ・市役所保険年金課
- ・十四山支所
- ・中村年金事務所国民年金課

令和7年度分
申し込み期間

4月1日(火)～

申請できる期間

- ・20歳以上の学生である期間のうち、過去期間は申請時点の2年1カ月前から(すでに保険料を納付した月を除く)、将来期間は年度末まで申請できます。
- ・1枚の申請書につき1年度分の申請となるため、過去の年度分も申請する場合は、申請年度ごとの申請書の提出をお願いします。

<追納のご案内>

学生納付特例制度は、保険料の納付義務を猶予するためのものです。将来受け取る年金額を増額させるためにも、追納をお勧めします。

- ①免除が承認された期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。(カラ期間として扱われます)
- ②10年間に限り追納することができます。(追納した期間は保険料納付済み期間として年金額に反映されます)
- ③学生納付特例を受けた3年度目以降追納する場合は、当時の保険料に加算額が上乗せされます。
- ④追納には、口座振替はご利用できません。お申し込みが必要です。

TOPICS
04

児童手当の支給額などのお知らせ

問 市役所児童課(内線 155)
ID 1000261

対象者

市内に住所を有し、高校生年代(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している父母など

児童手当の支給額

	児童1人当たりの月額	
0歳～2歳	15,000円	第3子以降 30,000円
3歳～高校生	10,000円	

※所得制限は、令和6年10月の制度改正により廃止となりました。

支給月

原則として4月・6月・8月・10月・12月・2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

認定請求(申請)

出生や転入などで新たに児童手当の申請事由が生じた方は、認定請求(申請)が必要です。公務員の場合は勤務先での申請となります。認定を受ければ、原則として、申請月の翌月分の手当から支給します。(出生日や転入日が月末に近い場合、申請日が翌月になっても事由発生日の翌日から15日以内であれば、事由発生日の翌月分から支給します。)

持ち物

- ・請求者名義の通帳またはキャッシュカード
- ・請求者と配偶者の個人番号が分かるもの
- ・請求者の健康保険証

※状況により、その他の書類が必要になる場合があります。

次の場合には届け出が必要です

- ・6月に児童課から児童手当の案内があったとき
- ・受給者や児童が転出するとき
- ・受給者や児童の氏名が変わったとき
- ・受給者の加入する年金が変わったとき
- ・受給者または配偶者が所得更正したとき
- ・振込口座を変更したいとき
- ・新たに児童を養育することになったときや児童を養育しなくなったとき
- ・児童が児童福祉施設などに入所したときや退所したとき
- ・その他家庭状況に変更が生じたとき

支払い通知書について

支給が2カ月に1回になることに伴い、支払い通知書の送付を廃止します。振込口座の通帳などでご確認ください。

TOPICS
03国民健康保険の加入、喪失手続
をお願いします

問 市役所保険年金課(内線 123)

毎年、4月は転入、転出または会社に入社、退社されることなどが多くあります。

国民健康保険への加入や喪失(やめる)は、自動的にはできませんので健康保険の資格に変更があったら、14日以内に市役所保険年金課へ届け出てください。届け出が遅れると保険給付できない場合がありますので、ご注意ください。

高額療養費の手続

高額療養費とは、1カ月に支払った医療費の自己負担分が限度額を超えたとき、その差額が支給される制度です。(70歳未満の方と70歳以上の方では、限度額や条件が異なります。また、加入している保険によって申請方法が変わります。)

弥富市国民健康保険の被保険者で高額療養費に該当となる方には、2～3カ月後に市役所保険年金課から高額療養費の申請書を送付します。申請時には、医療機関の領収書が必要となりますので、大切に保管してください。

国民健康保険の手続に必要なもの

- ☐マイナンバーカードまたはマイナンバーが記載された住民票の写しなど
- ☐本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

加入する とき	職場の健康保険をやめたとき	☐ 健康保険をやめたことの証明書
	他市町村から転入したとき	なし
	子どもが生まれたとき	
やめる とき	職場の健康保険に加入したとき	☐ 保険証または資格確認書など ☐ 職場の健康保険の保険証
	他市町村へ転出するとき	☐ 保険証または資格確認書など
	死亡したとき	☐ 保険証または資格確認書など ☐ 葬儀の領収書 ☐ 喪主の振込口座(葬祭費支給のため)
その他	市内転居したとき	☐ 保険証または資格確認書など
	氏名・世帯主が変わったとき	
	被保険者証を紛失したとき	なし

TOPICS
054月から児童扶養手当の
支給額が改定されます

問 市役所児童課(内線 155)

		～令和7年 3月(月額)	令和7年 4月～(月額)
本体額	全部支給	45,500円	46,690円
	一部支給	45,490円 ～10,740円	46,680円 ～11,010円
第二子以降 加算額	全部支給	10,750円	11,030円
	一部支給	10,740円 ～5,380円	11,020円 ～5,520円

TOPICS
06電子申請・届出システムが
リニューアルされました

問 市役所総務課(内線 443)
ID 1006439

市役所への申請・届出などの手続の一部を自宅のパソコン、スマホから行える電子申請・届出システムがリニューアルされました。

リニューアル日

4月1日(火)

ご注意ください

- ・従来のシステムでの申請データは引き継がれません。
- ・登録した「利用者登録」情報も引き継がれませんので、新しいシステムで再度登録をお願いします。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。